

（基準の特例）

第 49 条の 2 前 2 条の規定の全部又は一部は、消防長又は消防署長が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認めるときにおいては、適用しない。

【解釈及び運用】

本条は、近年の建築物の大規模化、高層化、複雑多様化に伴い、今後様々な形態の劇場等の建設が見込まれることから、これらの劇場等の客席の基準に関し、消防長又は消防署長が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認める場合は、前 2 条の基準の適用除外が認められることを規定したものである。

1 条例第 48 条第 1 号から第 4 号及び第 49 条第 1 号から第 3 号関係

次の事項について、総合的に判断し支障がないと認められる場合

- (1) 位置に関しては、当該劇場等の周囲に広い空地がある場合等
- (2) 収容人員に関しては、条例第 52 条の規定による定員が少ないことのほかに、当該劇場等の入場者の密集度を考慮する。
- (3) 使用形態に関しては、集会場及び公会堂等において、映画、劇場等の開催のほかに、いすの移動を要するような用途にも使用する場合等
- (4) 避難口その他の避難施設の配置等に関しては、避難口、廊下、階段、避難通路、屋上広場、前面空地、バルコニー、庇、スロープ、ドライエリア等の法令の規定以上に十分に整備されている場合等であるほか、警備員の配置等も含まれる。

2 条例第 48 条第 5 号及び第 49 条第 4 号関係

避難通路以外の避難上の設備（避難器具、誘導灯等）を代替的に設けた場合をいい、条例第 48 条第 5 号アから同号オまでに掲げる基準及び第 49 条第 4 号アから同号エまでに掲げる基準には合致しないが、これによる場合と同等の効果を有するように避難通路を設ける場合を含むものである。

なお、特殊な座席配列として、欧米等にあるコンチネンタルスタイル（座席の横の列の数列以下ごとに出入口を設け、かつ、出入口の大きさを一定以上確保し、更に出入口は外部又はロビー等に通じている。）の座席配列があるが、こういった形態のものでも、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認められる場合には、最大席数等を増加させても差し支えない。

また、屋外の劇場等の客席で、スタンドがなく芝生をスロープ化して使用する席も本条を適用した例である。